

大臣許可漁業制度について

1. 大臣許可漁業の許可

船舶により行う漁業であって以下のすべての要件を満たす漁業として農林水産省令で定めるもの（以下「大臣許可漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければならない（漁業法第36条第1項、第2項）。

- ① 漁業調整（特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう。以下同じ。）のため漁業者及びその使用する船舶（船舶において使用する漁ろう設備を含む。以下同じ。）について制限措置を講ずる必要がある漁業であること。
- ② 政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたることその他の政令で定める事由により当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業であること。

（大臣許可漁業）

沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、東シナ海はえ縄漁業、太平洋底刺し網等漁業、大西洋等はえ縄等漁業、大中型まき網漁業、基地式捕鯨業、母船式捕鯨業、かじき等流し網漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業、かつお・まぐろ漁業、中型さけ・ます流し網漁業、北太平洋さんま漁業、ずわいがに漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業

2. 起業の認可

大臣許可漁業の許可を受けようとする者であって現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得す

る前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる（漁業法第38条）。

起業の認可を受けた者が船舶を使用する権利を取得して許可を申請した場合は、特別の事情がない限り許可される。ただし、起業の認可には、有効期間があって、その期間の満了の日に効力を失う（漁業法第39条）。

3. 許可又は起業の認可をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けることができない（漁業法第40条第1項）。

- ① 申請者が適格性を有する者でないとされる次のいずれかに該当する場合
 - a 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - b 暴力団員等であること。
 - c 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにa又はbのいずれかに該当する者があるものであること。
 - d 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - e 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満たさないこと。
 - f その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること。
- ② その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

4. 許可等の方式

（1）公示制度

大臣許可漁業の許可等の方式の特色は、許可等をすべき船舶の隻数等を許可等に先立って、あらかじめ公示する公示制度を採用して

いる点である。

許可等をする場合には、少なくとも3か月以上前に、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可等をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、申請期間とともに公示することになっている（漁業法第42条）。

（2）公示に基づく許可等

ア 原則として公示に基づく許可申請に対しては、上記3．に該当する場合を除き、許可等がなされる（漁業法第42条第4項）。

イ 申請に係る船舶の隻数が公示された隻数を超える場合には、

- ① 申請者の生産性を勘案して許可等をする者を定める（漁業法第42条第5項）。
- ② 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定める（漁業法第42条第6項）。

なお、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、公示をするに当たっては、当該大臣許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めない（漁業法第43条）。

漁業調整その他公益上必要があると認めるときには、許可等に条件を付けることができる（漁業法第44条）

（3）公示に基づかない許可等

次のいずれかに該当する場合は、申請の内容が従前の許可等を受

けた内容と同一であるときは、上記3．に該当する場合を除き、許可等がなされる（漁業法第45条）。

- ① 許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき
- ② 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該大臣許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可等を申請したとき
- ③ 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可等を申請したとき
- ④ 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該大臣許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可等を申請したとき

5．許可の有効期間

許可の有効期間は、漁業の種類ごとに5年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間である。（省令で5年とされている。）ただし、上記4．の（3）②～④の有効期間は、従前の許可の残存期間である。

なお、漁業調整のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることが可能である（漁業法第46条）。

6．変更の許可

許可を受けた者が、制限措置と異なる内容により漁業を営もうとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされて

いる（漁業法第 47 条）。

- ① 船舶の総トン数
- ② 操業区域
- ③ 漁業時期
- ④ 漁具の種類その他の漁業の方法

7. 相続又は法人の合併若しくは分割

許可等を受けた者が死亡、解散又は分割したときは、その相続人等は、許可等を受けた者の地位を承継する（漁業法第 48 条）。

8. 許可等の失効

次のいずれかに該当する場合は、許可等は失効する（漁業法第 49 条）。

- ① 許可を受けた船舶を大臣許可漁業に使用することを廃止したとき
- ② 許可等を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき
- ③ 許可を受けた船舶を使用する権利を失ったとき

9. 休業の届出

許可を受けた者が一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出ることが必要である（漁業法第 50 条）。

10. 許可等の取消し等

(1) 休業による許可の取消し

許可を受けた日から 1 年間、又は引き続き 2 年間を超えて休業したときは、許可を取り消すことができる（漁業法第 51 条）。

(2) 適格性の喪失等による許可等の取消し等

- ① 許可等を受けた者が上記 3（f を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、許可等を取り消す（漁業法第 54 条第 1

項）。

- ② 許可等を受けた者が次のいずれかに該当することとなったときは、許可等を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる（漁業法第 54 条第 2 項）。

a 漁業に関する法令の規定に違反したとき

b 勧告（※）に従わないとき

※ 許可等を受けた者が上記 3 の f に該当することとなったときは、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする（漁業法第 53 条）。

(3) 公益上の必要による許可等の取消し等

漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可等を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる（漁業法第 55 条）。

※ (3) の場合、国は補償しなければならない（漁業法第 177 条第 1 項）。

11. 資源管理の状況等の報告等

(1) 許可を受けた者は、資源管理の状況、漁業生産の実績等を報告する（漁業法第 52 条第 1 項）。

(2) 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる（漁業法第 52 条第 2 項）。

12. 許可証の交付

許可をしたときは、その者に対し許可証を交付する（漁業法第 56 条第 1 項）。